

## 公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会 役員報酬等規程

第1条 この規程は、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語、及びその定義は以下のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人に週3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 報酬とは、常勤役員に支払う報酬、賞与をいう。
- (4) 費用とは、職務執行に要した交通費、食費、宿泊費、その他の必要経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第28条に規定するとおり、役員には報酬を支給しない。

(費用)

第4条 非常勤役員が、職務執行に要した交通費、食費、宿泊費、その他の必要経費については、実費を支給することができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。